不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（１の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>土地区画整理法第１２５条第７項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="5">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第１２５条第７項の規定による。

７　都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の１０分の１以上の同意を得て、総会若しくはその部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>